

守り育てよう みんなの文化財



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例(昭和56年京都府条例第27号)に基づき、平成13年3月23日付けで14件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区1件を決定し、文化財を保存していくために欠かせない技術である選定保存技術1件を選定しました。その内訳は建造物4件(指定3件・登録1件)、美術工芸品8件(指定)、無形民俗文化財1件(登録)、史跡名勝天然記念物1件(指定)、文化財環境保全地区1件、選定保存技術1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った16件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまで刊行した18冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

表紙写真の説明

かつらちょすいちえんてい

桂貯水池堰堤

(建造物・指定) 舞鶴市

桂貯水池堰堤は、舞鶴市東部の東舞鶴市街地から南東約5kmの与保呂川上流に、舞鶴鎮守府の船舶用補給用水確保のための水道施設として計画されたもので、鎮守府関連施設の中で最も初期に着工され、明治33年(1900)9月に完成したものです。

構造は、石貼コンクリート造の重力式堰堤で、水門及び堰部上部のピアには煉瓦が用いられています。規模は、基礎幅17.7m、天端幅2.2m、高さ12.4m、長さ43.6mで、貯水量は当初6,000立方メートルでしたが、後に8,000立方メートルまで拡張されました。中央部に3筋の溢水路があり、当初は、鉄製の仕切り板が入っていましたが、現在はなくなっています。取水口上部には鉄製のタラップを設け、開閉操作バルブを取り付けています。また堰堤上部は管理通路となり、両傍に鉄製の手摺が付いています。

当堰堤は、海軍水道用施設として計画されたことから、コンクリート造という当時としては先端技術を駆使して造られており、建設後100年を経た現在も、堰堤本体だけでなく取水バルブや手摺に至るまで建設当時のものが残されており、近代土木技術史を知る上で貴重な遺構です。また現在も舞鶴市の水道施設として使用され、昭和60年5月には近代水道百選にも選ばれています。

お知らせ

船井郡日吉町に伝承される「田原の御田・かつこすり」は昭和58年4月15日付けで京都府指定無形民俗文化財に指定されていましたが、「田原の御田」が平成12年12月27日付けで国の重要無形民俗文化財に指定されました。そのため、同日付けを持って京都府指定無形民俗文化財の指定を解除しました。

また、「田原のかつこすり」については、平成12年12月25日付けで、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されましたが、指定の解除にはならないため、京都府の指定名称を国の名称にあわせて「田原のカッコスリ」に変更しました。

—第19回京都府指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

泉涌寺 舍利殿、浴室、泉涌水屋形、御座所、
鎮守社本殿、鎮守社拝殿

泉涌寺は、鎌倉時代初期に俊範によって創建された寺院で、他宗兼学の道場として栄えました。現在は真言宗泉涌寺派の大本山で、歴代天皇の多くが当寺に葬られていることから「御寺」と尊称される皇室ゆかりの寺院として知られています。

舍利殿は、桁行5間、梁行4間の身舎に1間のもこしを附した形式で、内部は、拭板敷で身舎背面を板壁、その前の一面を区切って舍利庫とし、他はすべて開放としています。天井は鏡天井で蟠龍が描かれ、隅部には正保4年(1647)狩野法橋山雪の銘が書かれています。寛永19年(1642)に御所の建物を移築したと伝えられていましたが、今回の調査により二階御文庫であったことが確認できました。さらに寛文年間には仏殿再建に伴い曳屋され、内陣部に改造が加えられ、ほぼ現在の形式になりました。17世紀の形態を良く残した大規模建造物として貴重な遺構です。

浴室は、元禄期の絵図に今の建物が画かれていることから、この頃までに建て替えられたと考えられます。正面の意匠や柱等は建立時の状態を残しており、絵図から平面形態も判明します。江戸時代中期の浴室形態を知る上で重要な遺構です。

泉涌水屋形は、寛文年間に建立されました。当寺の名前の由来となる湧水の覆堂であるため、正面棧唐戸や上部欄間、さらに屋根の軒唐破風など、本格的な造りとなっています。

御座所は、内部を6つの部屋に分け、各間仕切及び東面を除く周囲を襖で仕切ります。明治15年の火災後再建されたものですが、寛政度の御里御殿を使用して建てられた建物です。御里御殿は寛政度以降再建されなかったため、その形態を知る上でも貴重な建物です。

鎮守社本殿は、寛文期建立の一間社流造で、小規模ではありますが正統的な造りです。

鎮守社拝殿は方1間で、周囲はすべて開放となります。柱材などに四方桁の良材を用いており、寛文再興時の一連の建物と考えられます。

このように、泉涌寺には近世前期から後期にかけての多様な建造物が多数残されています。それらは、当寺が皇室と関係が深かったため、普請工事を幕府や宮内省等が直轄して行ってきたことによります。当時の建築技術水準を知る上で貴重な建物群です。



指定 泉涌寺舍利殿

(京都市東山区)



指定 泉涌寺浴室

(京都市東山区)



指定 泉涌寺泉涌水屋形

(京都市東山区)



指定 泉涌寺御座所

(京都市東山区)

しゅんこういん ほんどう くり ましき しやういん おもてもん
春光院 本堂、庫裏、座敷、書院、表門

春光院は、桃山時代の天正18年(1590)に創建された妙心寺の山内塔頭寺院です。

本堂は棟札より文政元年(1818)に上棟されたことがわかります。六間取方丈形式の建物で、南面に広縁と落縁、東側に広縁、西側に鞘の間を設け、これらを当初から建物内部に取り込むこと、仏間を大きく造る点など、江戸時代後期の方丈建築の典型を示すものとして重要です。

庫裏は、棟札から文政元年(1818)に上棟されたことがわかります。内部は改変が多いものの、正面妻の構成は近世後期の特色をよく表わし、この時代の典型的な庫裏建築として評価できます。

座敷は庫裏の西に書院と挟まれるように建ち、12畳(小書院)、7畳(居間)、4畳(物置)と南広縁からなります。小書院は床の間・付書院・違棚を、居間には床の間を設けます。建立は庫裏より新しく江戸時代末期の建築と考えられます。

書院は、もとは淀城内にあった隠居所を、正徳2年(1712)に移築したものです。平面は10畳の2室を東西に並べ、南に8畳の鞘の間をつくり、さらに南・北・西の3面に縁を廻します。2室は西側を上之間、東側を下之間とし、上之間には床の間・付書院・違棚を、下の間には床の間だけを設けます。前面に鞘の間を設けること、天井を高くし面皮材を多用した数寄屋風の造りとする点など妙心寺の書院建築のなかでは異色なものです。

表門は、本瓦葺の一間薬医門で、北側に潜戸を設けます。文政3年(1820)の祈祷札が残ることから本堂などと同時期の建立と推定されます。

細部様式も江戸時代後期の特徴を示し、山内の表門としては比較的大規模なものです。

春光院は、山内塔頭寺院の形態をよく残しており、本堂や庫裏の建立年代も明確で、江戸時代後期の典型を示す建築群として評価できます。

しゅんこうじほんどう
春光寺本堂

春光寺は南山城村字北大河原に所在する真言宗寺院で、本堂に安置する本尊の薬師如来立像は平安時代初期の作といわれ、重要文化財に指定されています。

本堂は、江戸時代後期の寛政11年(1799)に建立された桁行正面3間、背面6間、梁行5間、向拝1間の平面で四方に縁を廻します。向拝は極彩色を施し華やかに装飾し、背面側は簡略化するなど、合理的・経済的に造られています。また建物は、柱の下に別の木を挿入したり、棟瓦に胴板瓦を用いる伊賀地方の特徴が見られるなど、時代的・地域的特色を持つ貴重な遺構です。



指定 春光院本堂 (京都市右京区)



指定 春光院庫裏 (京都市右京区)



指定 春光院書院上之間 (京都市右京区)



登録 春光寺本堂 (南山城村)

＝美術工芸品＝

絹本著色両界曼荼羅図

2 幅

両界曼荼羅は、胎藏界曼荼羅と金剛界曼荼羅の併称で、真言密教の宇宙観をあらわす絵画として重視されています。

本図は縦、横ともに1mに満たない小振りなものです。空海が唐から持ち帰った両界曼荼羅図(現図曼荼羅)の図様を忠実に踏襲しています。諸尊は柔軟闇達な線で細密に描かれ、相好は総じて丸顔に穏やかな表情であらわされます。彩色は暖色系の顔料を基調とし、経綢彩色や照隈という技法により加飾されています。平安時代仏画の優美な作風をよく伝えており、同時代に遡る稀有な両界曼荼羅図の遺例として極めて貴重です。写真は、胎藏界曼荼羅中の千手観音像。平安時代。各縦92.0cm、横74.7cm



指 定 絹本著色両界曼荼羅図
(真輪院 南山城村)

絹本著色興教大師像

1 幅

斜め右を向き、牀座に置いた高麗縁の上畳に趺坐する興教大師(覚鑑、1095～1143)の像で、法衣と袈裟をまとい、契印を結ぶ両手を袖に包み胸前に捧げる形姿をとります。興教大師は、平安時代後期の真言宗僧侶で、後の新義真言宗の派祖として著名です。

本図は、智積院で興教大師の示寂日に催される報恩講の本尊として伝来したもので、迫真的な肖似性に優れています。画風により13世紀中頃の制作と考えられ、興教大師像の最古例として注目されます。鎌倉時代。縦78.2cm、横39.6cm



指 定 絹本著色興教大師像
(総本山智積院 京都市東山区)

木造阿弥陀如来立像

1 軀

ヒノキ材、一本割刳造、漆箔仕上げ、玉眼嵌入の阿弥陀如来立像です。平成11年に保存修理が施された際に、鎌倉時代を代表する仏師快慶の没年やその高弟行快の事績を推定できる納入文書が像内から発見されました。本像は、晩年の快慶の特色と青年期の行快の形式の特色との双方を顕著に示し、両者の作風を比較研究するうえで重要であり、像内納入文書からこれまで不明であった快慶の没年及び行快の僧綱陞叙による作品編年を推定できる点においても彫刻史上注目されます。写真左は、納入文書のうちの1通で、嘉禄3年(1227)7月の法華三十講経名帳の部分です。8月12日の箇所に「過去法眼快慶」と記され、快慶の没年を知るうえで重要な史料となるものです。鎌倉時代。像高79.7cm



指 定 木造阿弥陀如来立像
像内納入文書 (極楽寺 城陽市)

いしどうろう 石燈籠

1 基

この石燈籠は、竹野郡弥栄町字溝谷の溝谷神社にあり、明智光秀奉納との言い伝えがあります。

花崗岩製、八角形、円筒竿、火袋大面取りの形状です。基礎の上に一段造り出しを設けその上に伏蓮華文を置く点、中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫る点などの特徴からみて、亀岡市禪田野神社石燈籠、加悦町加悦天満宮石燈籠(各府指定)などと同様に、鎌倉時代後期の制作と考えられます。本石燈籠は、無銘ですが、鎌倉時代の特徴をよく示すものとして石造工芸品史上高い価値をもっています。鎌倉時代。総高231.4cm



指定 石燈籠(溝谷神社 弥栄町)

いっしゅうそうじゅんかんけいしりょう 一休宗純関係資料

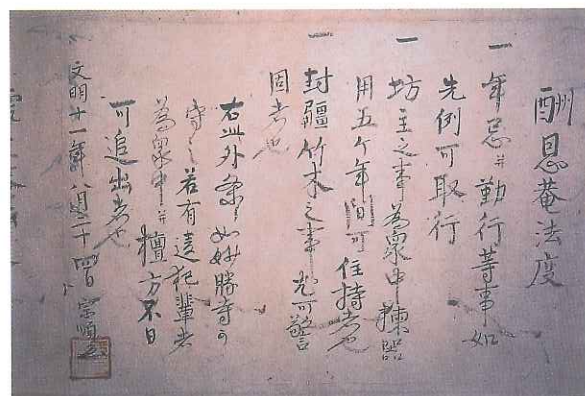
一括

不羈奔放、奇狂飄逸な行業で著名な禅僧一休宗純(1394~1481)に関する資料で、文書、詩文類及び墨跡からなります。資料が伝来した酬恩庵は、一休が復興、また示寂した寺院であり、歴代一休派の僧侶が法灯を継承してきました。

文書は、一休在世中の事績に関するもの、一休が定めた法度、置文類など30点、詩文類は一休の代表作である『自戒集』『狂雲集』の写本3点、墨跡は一休遺稿をはじめとして12点を数えます。

本資料は、多様な内容を持ち、室町時代禅宗界に異彩を放った我が国を代表する禅僧の生涯を知る上で貴重です。

写真は、文明11年(1479)8月24日付けの酬恩庵法度で、年忌・勤行を先例のごとく取行うべきこと以下3箇条を定めています。室町時代~江戸時代。



指定 一休宗純関係資料(酬恩庵 京田辺市)

みかみけもんじょ 三上家文書

13,027点

宮津市河原の旧家三上家に伝来した近世後期から近代を中心とする古文書群です。三上家は、酒造業・廻船業・糸問屋などを広く営むだけでなく、町名主などを勤め、宮津藩財政や宮津町政などに深く関与しました。本文書は、多彩な商業活動を展開した豪商の歴史を研究するうえで基本史料となるものであり、宮津藩政、宮津町政を知るうえでの貴重な史料を質量ともに豊富に含んでいて、近世地方城下町の商家文書群として高い価値をもっています。

写真は、宮津城下に出された町触群であり、多数の文書がこよりで一括されています。近世宮津城下町を知るうえでの基礎史料となるものです。室町時代~昭和時代。



指定 三上家文書(三上誠一 宮津市)

なくおかきたいちこうふんしあつとびん
奈具岡北1号墳出土品

一括

本出土品は竹野郡弥栄町に所在した前方後円墳、奈具岡北1号墳からの一括遺物で、陶質土器、土師器、鉄剣、鉄鉢(石突共)、鉄鏃及び鉤形銅器からなります。写真に掲げた土器は、陶質土器と呼ばれる土器と初期須恵器との2種に区別されます。前者は朝鮮半島南部の伽耶地区で焼成されたもので、全般に暗褐色系を呈し、大きな透かしをもつことなどが特徴です。それに対して、後者は灰褐色から茶褐色を呈し、透かしがあっても比較的小さなものとなっています。両者があわせて出土する例は珍しく、初期の須恵器生産を考えるうえで貴重な資料となります。

このほか、鉄鉢など、朝鮮半島の影響が色濃い遺物も含んでいて、5世紀前半の朝鮮半島との交流を窺わせる重要な一括遺物です。古墳時代。



指定 奈具岡北1号墳出土品(京都府)
 ((財)京都府埋蔵文化財調査研究センター提供)

きょうとふぎょうせいもんじょ
京都府行政文書

7,063点

京都府の立庁は慶応4年(1868)閏4月29日にさかのぼり、明治初年には最高行政機構である太政官が一時京都府に置かれたこともあります。明治4年(1871)には山城国全域と丹波国3郡を管轄し、明治9年には豊岡県の廃止に伴い丹後国及び丹波国天田郡が編入され、現在の京都府が確立しました。

この度指定した京都府行政文書は、明治元年(1868)から大正15年(1926)までの文書で、京都府の政治や歴史、文化を知りうる一括史料です。体系的、歴史的によくまとまって保存され、47都道府県行政文書のなかでも質的・量的に優れた史料群として高い学術的価値をもっています。明治時代～大正時代。



指定 京都府行政文書(京都府)

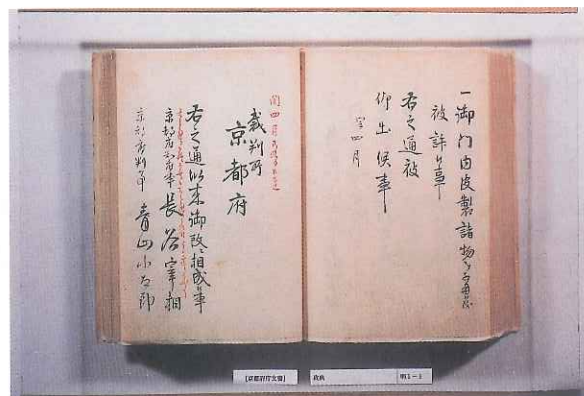
ちょうしけもんじょ
調子家文書

726点

調子家は、平安時代の下級官人である下毛野氏の系譜をひき、中世から近世末にいたるまで近衛家の随身を家職としました。一方で、中世後期には調子庄(現長岡京市)に基盤をもつ小土豪に成長し、近世には調子村の領主となりました。

調子家文書は、同家の歴史を物語る古文書群として平成7年に643点を府指定有形文化財に指定しました。このたび伝来を同じくする文書83点を追加指定し、指定の員数を726点に変更しました。

写真は、元和3年(1617)9月11日の徳川秀忠朱印状で、調子庄70石を調子家に安堵したものです。鎌倉時代～明治時代。



指定 京都府行政文書(京都府)



追加指定 調子家文書(調子武俊 長岡京市)

＝無形民俗文化財＝

小畑万歳

船井郡和知町字小畑には、万歳が伝承されており、記念行事やお祝いがあると行われています。

万歳は、太夫、才蔵、三味線の3人で構成され、太夫は素襖に烏帽子をかぶり、才蔵はおどけたしぐさをみせながら鼓を叩きます。三味線が全体を先導しますが、背には3人分の唐傘を背負っています。万歳は、「エー、始まりましては誠にめでとうそうらいける。ソレ、水も湧き出る木の芽も目立つ。金の塗蔵白蔵」で始まり、その後からは依頼のあった催しの内容、土地の風景、町並み、名物、季節の収穫物などの文句を太夫と才蔵で掛け合っていきます。最後は「鶴は御門に巢をかける。亀はお庭で舞を舞う。鶴は千年、亀は万年、合わせて一万一千年。金の塗蔵白蔵」で終わることになっています。最初と最後以外は文句の出し入れが自由で、セリフの間には「マダラト」と合いの手を入れます。

和知町には、かつて兵庫県の加西方面から、正月になると万歳がやってきていたので、それをま

ねて始めたらしいといわれています。太夫と才蔵のやりとりが中心となった万歳としては府内唯一の伝承です。



登録 小畑万歳(和知町)

＝史跡名勝天然記念物＝

遠慮遺跡製鉄工房跡

遠慮遺跡は、丹後国営農地開発事業に伴い財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが発掘調査し、製鉄炉跡や鍛冶炉跡、木炭窯跡などを検出し、古墳時代後期、及び奈良時代後半の製鉄関係遺跡として注目された遺跡です。

特に、今回指定した場所(調査時の地区名では茗荷谷地区B地点)では、古墳時代の竪穴住居跡のほか、奈良時代後半の掘立柱建物跡17棟、鍛冶炉跡13基、池状遺構1基などの奈良時代の製鉄に関係する鍛冶工房遺構がまとまって検出され、注目を集めました。また、この工房跡のある谷の下流部からは「余戸郷□真成田租初五斗」と記された荷札木簡が出土しており、その操業について国衙等との関連も窺われています。

このように当遺跡は、当時の製鉄のあり方を考える上で重要な遺跡であり、現地保存され、現在は、弥栄町が盛土の上に芝を張って、遺跡の状況を写真等で分かり易く記した説明板を設置しています。また、史跡地内の丘陵部には、補助燃焼口(横口)炭窯跡1基と須恵器窯跡1基が併せて保存されています。



指定 遠慮遺跡製鉄工房跡(弥栄町)

(調査状況・南西から (財)京都府埋蔵文化財調査研究センター提供)



指定 遠慮遺跡製鉄工房跡(弥栄町)
(工房跡現況・南から)

＝文化財環境保全地区＝

ようこくじぶんかざいかんきょうほぜんちく
楊谷寺文化財環境保全地区

楊谷寺は、長岡京市の西南部にあり西山浄土宗に属し、通称「柳谷観音」と言われ親しまれています。開創は大同元年(806)と伝えられます。傍らの岩窟に湧き出した「独鈷水」は、眼病に効ある霊水として広く信仰され、江戸時代末期頃には畿内各地に数百の参詣講が組織されました。

境内には、江戸時代後期に建立された本堂・表門・庫裏・書院(いずれも府登録有形文化財)などがあり、石階段や土塀・石垣などとともに、壮観な伽藍景観を形成しています。また、門前には、参詣者のための旅館等が一部残っています。

伽藍背後の森林は、スギ・ヒノキの植林木が主流で、一部アカマツ・コナラの二次林が占めます。独鈷水の奥方に広がるヒノキ林は、胸高直径50cm、樹高30mに及ぶものも見られる雄大な林で、寺院の歴史に相応しい重要な景観となっています。

楊谷寺とその周辺地区約11.4haは静閑な山中の緑に囲まれた環境の内に、寺院伽藍と門前が一体となった庶民信仰の場を形成してきた貴重な歴史景観であり、本堂をはじめとした文化財建造物の環境を保全するためには欠かすことのできない地域です。



決定 楊谷寺文化財環境保全地区(長岡京市)



決定 楊谷寺文化財環境保全地区(楊谷寺本堂)
(長岡京市)

＝選定保存技術＝

かがくかんがっせいさくしゅうり
雅楽管楽器製作修理

雅楽は、奈良時代以来の歴史を持つ我が国最古の伝統芸能です。これは中国唐代に流行した東アジア諸国の音楽・舞踊の面影を伝えており、宮内庁で伝承する雅楽は重要無形文化財に指定されています。全国的には、大阪市の四天王寺聖霊会舞楽など社寺の法会にも行われています。

雅楽は、打楽器、弦楽器、管楽器(笙、箏、龍笛、高麗笛、神楽笛等)の総合演奏により行われます。宮内庁の楽師は国家公務員として後継者養成が図られていますが、保存の基礎となる楽器、特に管楽器の製作修理はその伝承が危機的な状況です。

管楽器の材料となる煤竹は、いろりの煙で燻された竹です。すでにその調達も困難で、今後新たな製造も望めません。また、製作修理技術は正確な音階を身につけた上で、金工、木工、竹工等の技術を習得する必要があるため、一人前の技術者になるにはどうしても長期間を要します。

八幡遼昌氏は、三管(笙、箏、龍笛)全ての製作修理をてがけますが、中でも袖に入る短い笙(袖管)や箏・龍笛を作る際、竹を細かく分割して組み上げる割管の技術は高い評価を得ており、雅楽の保存を図る上でその存在は重要です。



選定 雅楽管楽器製作修理



保持者 八幡遼昌(京都市左京区在住)

一 京都府指定登録文化財等の保存修理事業一

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例(昭和56年府条例第27号)に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成12年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
①建造物保存修理事業	6	82,607	30,553
②建造物防災施設事業	3	13,926	9,283
③美術工芸品保存修理事業	3	13,206	6,603
④美術工芸品防災施設事業	1	2,549	1,274
⑤無形文化財保存事業	3	4,654	1,340
⑥記念物保存修理事業	1	1,895	947
合 計	17	118,297	50,000

＝各補助事業の概要＝

建造物保存修理事業

建造物、特に木造建造物を文化財としての価値を失うこと無く保存していくには、日常管理のほかに一定の周期で修理を行う必要があります。

日吉神社は旧宮津城下町の西端にあって、歴代宮津藩主の帰依を受けた神社です。本殿は貞享5年(1688)建立の檜皮葺の建物ですが、その屋根は経年変化や小動物による被害のため損傷が著しい状態でした。今回の屋根葺替によって美しい屋根の曲線を取り戻すとともに、木部・金具等も修理が行われ、面目を一新しました。

建造物防災施設事業

木で造られたものが多い文化財を火災から守るためには、早期発見や初期消火などの対応が欠かせず、そのための防災施設の設置が必要です。

醍醐寺は広い伽藍の中に、国宝をはじめとして重要文化財、府指定文化財など数多くの建造物があります。万一の出火の際に備えて速やかに火災を発見できるように、府指定文化財の西大門、女人堂に自動火災報知設備を設置しました。



日吉神社建造物保存修理事業

美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの脆弱な材質で作られているものが多く、それぞれの材質に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。

本年度は、次の3件の事業を実施しています。
廬山寺(上京区)の阿弥陀如来両脇侍像3軀は、矧ぎ目緩み、表面漆箔の浮きほか、部分的な損傷がみられましたので、接ぎ目の補正・接合、樹脂による剥落止め等を施しています。

調子家文書(長岡京市)のうち卷子の7巻は、古文書本紙の虫損、折損がみられましたので、一度解体し、虫損部の繕いを中心に本紙修理を施しています。

法常寺(亀岡市)の一絲文守他歴代関係資料のうち、木造一絲文守椅像1軀及び木造後水尾天皇坐像1軀は、矧ぎ目の緩み、表面彩色の剥落のほか、部分的な損傷がみられましたので、必要な箇所は解体後接合しなおし、表面彩色については剥落止め(一部塗り替え)を施しています。

以上3件とも来年度に継続して行う予定です。

美術工芸品防災施設設置事業

建造物同様に、美術工芸品においても防災・防犯対策は重要で、自動火災報知設備、消火設備及び防犯設備の設置あるいは収蔵庫の建設などの事業を実施しています。

観音寺(長岡京市)には、木造十一面観音坐像1軀が安置されていますが、このたび自動火災報知設備及び防犯設備を設置しました。

無形文化財保存事業

無形文化財には、演劇、音楽、工芸技術などがあります。いずれも伝統的な技芸という無形の技ですが、工芸技術は最後には作品という形で残るところに大きな違いがあります。

今回は、京都府指定無形文化財「陶芸」保持者

史跡名勝天然記念物保存修理事業

史跡名勝天然記念物の保存事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

史跡大宮賣神社境内(大宮町)では、標柱や史跡境界の石柵の修理を行いました。



法常寺一絲文守像保存修理事業



法常寺後水尾天皇像保存修理事業

である木村盛伸・竹中浩両氏が、これまでの代表作品を集めた記録作成事業を実施しました。また上方舞(井上流)保持者である原田かづ子・弘田正枝両氏が、これまでの舞踊歴をまとめた記録作成事業を実施しました。

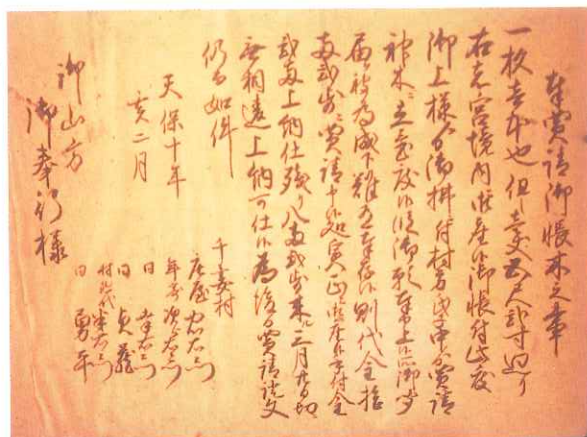


大宮賣神社記念物保存修理事業

昭和56年に制定された京都府文化財保護条例に基づき、現在までの20年間に指定又は登録された天然記念物の数はちょうど20件になります。その内容は、永年各地域の人々に親しまれ或いは崇められてきた巨樹名木の類が最も多く13件12樹種、その他、貴重な植物相を残す樹林が1件、学術的に価値の高い動物の生息地が1件、希少な動物種が5件となっています。今回は、これら京都府の天然記念物の動植物が、それぞれの地域でどのように守り育てられてきたか、幾つかの事例についてご紹介します。

文字通り「記念すべき」京都府天然記念物の第1号として、昭和58年4月15日に指定公示された〔朝倉神社のスギ〕は園部町千妻の朝倉神社境内の本殿東側に立ち、周囲の木々から抜きん出たひとときわ高い樹冠が、西方を走る山陰線の車窓からも見てとることができます。このスギは胸高幹周9.0m、樹高30メートルの巨樹であり、当時の天然記念物候補基本調査樹木の中で最大の規模と評価されていましたが、それに加えて京都府初の天然記念物として指定するにふさわしい、特筆すべき保護の歴史がありました。

神社拝殿内の額に掲げられた天保10年(1839)の「奉買請御帳木之事」という買請証文の内容から、千妻村の人々が当時の山方奉行からこのスギを村社の神木として(十兩二分)の大金で買い取り、用材として伐採供出すべきところを懸命に守り抜いたことがわかるのです。さらにこの証文にはスギの幹まわりは(一丈五尺二寸)と詳しく記されており、160年前に約4.6mであった幹周が現在までにほぼ2倍に生長したことを物語る大変貴重な記録



買請証文(園部町 朝倉神社)

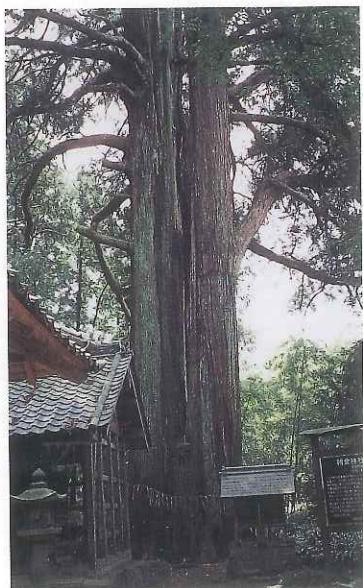
が残されています。

このスギのように古文書の記録として保護の歴史が辿れる樹木は稀ですが、野田川町の〔神宮寺のコウヤマキ〕、大江町の〔オノ神のフジ〕、和束町の〔八坂神社のスギ〕など、天然記念物の樹木には注連縄や祠がしばしば供えられあり、まさに「生きた遺産」として先祖代々守り伝えられている様子が見てとれます。

一方、城陽市〔寺田小学校のクヌギ〕は近代以後の樹木保護運動を象徴する天然記念物といえます。胸高幹周3.5m、樹高15mを計るこのクヌギは、明治初期の学校創立時から残されているもので、校内に飾られる学童の絵には多くこの木が描かれています。

昭和53年北側に隣接する校舎を増築する計画が起こり、いったんはこの木を伐採する方針が提示されました。その際、同校卒業生など地域の方々と結成された「緑と教育と文化財を守る会」を中心として、増築計画変更を促す市民運動が活発に展開され、明治の昔から学校のシンボルとして受け継がれてきたクヌギは保存されることになりました。昭和59年に京都府の天然記念物となった後には、適時樹木医の診断を受け、根元周辺の通気性を高める土壌改良を施すなど、城陽市教育委員会が主体となり、樹勢維持に努めています。

かつては薪炭材の供給源である雑木林にごく普通に見られ、手軽に伐採されていたクヌギという樹種は、神木などのように丁寧な扱いを受けることなく、今日ではかえって身近な樹木ではなくなっていました。この樹木の保存経緯は、信仰或いは禁忌の対象とはならない樹木を守り育ていくためには、地域社会と行政との連携が必須であることを示す先駆的な実例といえます。



朝倉神社のスギ(園部町)



寺田小学校のクヌギ(城陽市)

前述した樹木はいずれも一目瞭然の巨樹であり、時代の新旧があるにせよ、既にそれぞれの地域で保護の対象として意識されていました。したがって、各地元で保存してこられた地域文化の成果物を、改めて行政上の保護対象である「天然記物」として追認したかたちとなります。しかし、同じ天然記念物でも、通常人目に触れにくく、かつ特定の所有者のない野生動物の場合は、やや事情が異なります。

丹後半島と兵庫県北部にのみ生息するアベサンショウウオは、全国の両生類のうちでも特に絶滅の可能性が高い動物種として、平成7年環境庁により国内希少動物種に指定されています。京都府教育委員会では、文化財保護条例施行当初の昭和57年から生息状況調査を開始し、昭和59年に同種を登録天然記念物とし、さらに平成5年に丹後地域に点在する同種の生息地のうち学術的に最も重要な地点である大宮町善王寺地区の一面を〔アベサンショウウオ基準産地〕として府の天然記念物に指定しました。

アベサンショウウオの成体は体長8～12cm、背面は暗褐色、腹面は淡褐または灰青色の体色を持ち、清冷な湧水のある竹林または樹林の湿潤な落葉枝の下に生息しています。昭和7年、当時の善王寺村で学童が見つけたサンショウウオの幼生を発端として、昭和8年にこの地区で採集された個体の研究に基づき、初めて学術的に「アベサンショウウオ(学名 *Hynobius abei*)」の命名がなされました。この時点で善王寺地区は、アベサンショウウオという種を判定するうえでの基準となる標本個体を産する生息地として、学術上唯一無二の土

地となったわけです。

基準産地は、近縁種間で分類学的研究の余地が大きい小型サンショウウオなどの動物については、極めて重要な意味を持つ土地といえますが、現在のように自然保護思想の一般化していなかった昭和初期にあつては、新種の記載から暫くたつと、特定の研究者以外の関心は薄れ、昭和40年代後半に再発見されるまでのおよそ40年間、記録の空白時期が続きました。その後、昭和57年の府の調査から平成5年の天然記念物指定にいたる行政側の動きを契機として、地元でのアベサンショウウオ保護の機運が徐々に高まっていきます。平成5年2月28日、それまでの数年、地道な観察や保護の活動を続けてきた善王寺区及びその近隣の人々約70人が善王寺公民館に集まり、「アベサンショウウオを守る会」を発足させました。以来、同会の主導により、乱獲防止の見回り、生息環境改善のための水路整備、説明板の設置、専門家を招いた講演会の開催、生息実態の克明な観察と写真・ビデオによる記録など、多岐にわたる保護活動が展開されています。守る会の支援を受け、大宮第一小学校理科クラブの児童たちが行なったアベサンショウウオ孵化過程の観察成果は、同年6月京都府主催「第13回環境保全を進めるつどい」で発表され、多方面から高く評価されました。

希少な動植物の保護に当たって、天然記念物に指定することは、法制上の規制をかける意味でひとつの前進ではありますが、現地での個体及び環境に対する継続的な保全の体制が伴うことが必要条件ともいえます。今年度、大宮町教育委員会では新たにアベサンショウウオを町の天然記念物に指定し、基準産地を含めた町内全般のアベサンショウウオ保護をさらに推進しようとしています。府の登録・指定→地元での守る会の発足→町の指定と、住民と行政機関とが絶えず互いを励ましながらか希少動物の保存に実をあげていく関係こそ、目指すべき天然記念物保護の好例といえましょう。



アベサンショウウオ(大宮町ほか)

国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成13年7月1日現在)

区分	種別	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡、名勝、天然記念物			
		件数	(棟基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典 古文書	考古 史料	歴史 資料	計	史跡	名勝	天然 記念物	計	史跡	名勝	天然 記念物	計
全国	国宝	(209)	(253)	155	123	252	280	39	1	850								
	重文	2204	3708	1917	2576	2374	2526	530	113	10036								
	計	2204	3708	2072	2699	2626	2806	569	114	10886	60	29	72	161	1434	275	920	2629
	登録	2192	2192															
京都府	国宝	(46)	(58)	46	36	14	83	2	0	181								
	重文	280	531	424	353	151	618	18	10	1574								
	計	280	531	470	389	165	701	20	10	1755	3	11	0	14	74	39	9	122
	登録	38	38															

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。したがって、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成13年3月23日現在)

市町村	種別	有形文化財														無形文化財		民俗文化財				史名		天然記念物	指小		文化財全地	選定保存技術	合				
		美術工芸品																有		無					決定	登録							
		建築		絵画		彫刻		工芸品		書典		古文書		考古資料		歴史資料		小計		有形	無形	跡	勝										
		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録					指定	登録	指定	登録						
京都市	33	6	14	12	10					8		4		7		55	6	1		1		1		1		98	6		4	108			
向日市	2																			1						4	1			5			
長岡京市		1	2		4					1		1				8								1		9	1	1		11			
大山崎町		1					1									1										1	1			2			
宇治市	7	3		2		1				2		1				6	1					1		2		1	18	3	2		23		
城陽市		4		2									1	2	1				2						1	2	8	4		14			
八幡市	2	2		1		2			1							4					1		1				9	2	2		13		
京田辺市	1	5		2	1				1	1	1					4	2									5	7	6		18			
久御山町		1									1						1										3			3			
井手町	1	1			1				1							1	1								1		3	2	2		7		
宇治田原町		2																									3	2		5			
山城町	2	3		1												1											2	5	3		10		
木津町		3			1	1										1	1		1	1	1						3	5	2		10		
加茂町		1	1		3	2	2	1								6	3		3	3	1				1		8	10	3		21		
笠置町		2						1		1						2			1								2	3	1		6		
和束町		1	2													2			2	1					1		3	4	1		8		
精華町		1					1									1			1								2	1	1		4		
南山城村		2	1								1					1	1		1								2	3	1		6		
京北町	1				1							1				2			1	1	2				1		7	1	1		9		
美山町	1	1	1													1											2	9	2		13		
亀岡市	1	6	1		1		2	2		1				1		6	2		1	2	2			3			12	11	6		29		
園部町	2	2				1	1			1		1				3	1					1					7	3	1		11		
八木町	1	2																	1		1						3	2	2		7		
丹波町		1	2		2	1		1		1		1				6	2										6	3	1		10		
日吉町		1		1			1		1							1	2		1	1							2	4	1		7		
瑞穂町		2			1											1				1							1	3	1		5		
和知町						1										1			1	2							2	2			4		
綾部市	5	6	1			1	2					1				3	2	1		3			1		1		11	11	4		26		
福知山市	3	2	2			2		2		4						10	1			4	1						14	7	3		24		
舞鶴市	6	2	3			2		1		3	2					9	2			1	1	11			1		17	16	3		36		
夜久野町		1																		1	1						1	2			3		
三和町	1	1																		1							2	2	2		6		
大江町		1	1				2									1	2							3		1		3	2		5		
宮津市	6	1	3		2		2	1	1		3	1	1		1	13	2		3	2	2			2		1	25	8	1		34		
加悦町	1		1			1										2				1	3				1		9	1			10		
岩滝町																				1								1			1		
伊根町		1	1													1				2	5							3	6		9		
野田川町		1																		1					1		1	2	1		4		
峰山町				1			1						1			1	2			2	1						2	4			6		
大宮町				4								1				1	4			1	1			1			3	5			8		
網野町		1																										1			1		
丹後町		1		2	1											1	2			3							1	6	1		8		
弥栄町		1				1						1				2				3		2					7	1			8		
久美浜町		2	1	3		1	2			1	1	1		1		9	1				5	1		1			13	7	1		21		
地域定めず																											5		5		5		
合計	79	74	39	8	37	8	32	9	6	1	30	8	14	1	10	1	168	36	8	2	12	19	65	19	16	16	20	6	325	199	62	4	584

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

種 別 分	重要無形文化財								重要無形文化財			重 要 の 物 保 存 地 区	選定保持技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体	
	芸能				工芸技術											
	各個		総合		各個		総合									
全 国	件 34	人 51	件 11	団体 11	件 43	人 51	件 13	団体 13	196	213	409	58	件 41	人 44	件 16	団体 18 (16)
京 都 府	4	4	0	0	8	9	0	0	3	8	11	5	14	15	2	2

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。

なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上のわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水
(史) 石のカラト古墳

(2) 地域を定めないもの(京都府に生息するもの) (特天) カモシカ、(特天) オオサンショウウオ、
(天) イタセンバラ、(天) アユモドキ、(天) 小国鶏

4. 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成13年4月1日現在)

市町村名		有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史名	天然記念物	文化財全環境区	選定保存技術	合計	条例制定年月	備考	
		建造物		美術工芸品									民俗									
		件数	棟数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計		有形	無形								
京都市	指定登録計	63 21 84		55 3 58	31 6 37	13 13 13	12 23 35		4 4 4	8 36 12	123 36 159		2 2 4		50 12 24	23 3 26	18 10 28	8 8 8		(249) (134) 383	56.10	
向日市				2	8				7	1	22				1					24	59.9	
長岡京市		3	23	7	5			4	3		21				2		4			30	50.7	
大山崎町		6			1	2		6			3									9	60.4	
宇治市		3	14	3	33	2	3		3	2	46	1			1		1			52	44.4	
城陽市		5			11	1		2	1	1	16		1	1	2					25	61.4	
八幡市				2	3			1	1		7									7	60.3	
京田辺市					2				3		5			4	3					12	50.3	
久御山町				1	5						6						1			7	H5.4	
井手町					1	1					2						1			3	H7.4	
宇治田原町		9	9		10		2		1		13		1		1	1				25	48.10	
山城町		3	4		2				8	1	11				2	3				19	47.9	H7.4改正
木津町					2				1		3									3	60.10	
加茂町				1	1						2									2	61.1	
笠置町											0									0	H7.3	
和束町											0									0	H7.3	
精華町											4									4	63.12	
南山城村											0									0	51.12	
京北町				6	13	7	2	1			29	1			1		2			32	53.10	
美山町					10						10						10			20	H元4	
亀岡市		8	13	4	18	4	1	2	1		30		1	1	2		1			43	43.12	
園部町					5						5									5	44.3	
八木町		5	5		8						8									13	59.3	
丹波町		2	2	1	4	1	1				7			1	2					12	62.3	
日吉町		8	14		21	2		2			25			4	1					38	51.4	
瑞穂町		1	1		3	2					5				1		1			8	60.3	
和知町				1	1						2						2			4	53.12	
綾部市		4	6	5	13	3	4	8			33			2						39	40.4	
福知山市		15	19	14	25	11	4	4	1		59		1	9	2		2			88	38.6	
舞鶴市		7	9	7	20	7		1	2	2	39		6	5	1		8			66	38.10	
夜久野町											0				3					3	47.8	
三和町		3	3		1			1	1		3		1							7	59.12	
大江町				9	4	4		4			21				4					25	48.3	
宮津市		7	7	9	15	3	2	2	2	1	34		10	4		1	4			60	58.12	
加悦町		6	6	3	9	2		1	1		16			1	4					27	39.7	
岩滝町					1						1			1			1			3	40.7	
伊根町		1	2								0	1	10							12	60.6	
野田川町		3	3		9	2					11			2	2		2			20	59.6	
峰山町				7	1	2	1				11			2	2					15	52.3	
大宮町		1	1	6	2	2	2				12			1	3		3			20	58.3	
網野町		1	1		1	1	1		1		4				3	2	2			12	46.3	
丹後町				2	2	1			1		6				3		2			11	55.3	
弥栄町						2			3		5		1		1					7	48.3	
久美浜町		7	7		3	1					4				3			2		16	53.3	
郡部指定計		108	149	90	276	64	23	39	41	8	541	3	32	39	50	7	47	2	0	829		
合計	指定	171	149	145	307	77	35	39	45	16	664	3	34	39	62	30	65	10	0	1078		条例制定市町村 44/44
	登録	21	0	3	6	0	23	0	0	4	36	0	2	50	12	3	10	0	0	134		
		192	149	148	313	77	58	39	45	20	700	3	36	89	74	33	75	10	0	1212		

※文化財環境保全地区及び選定保存技術は合計欄のみに算入



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民俗の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.19 **守り育てようみんなの文化財**

発行 京都府教育委員会

京都市上京区下立売通新町西入ル

編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

TEL (075) 414-5901